

宮崎市地域自治区の設置等に関する条例

(設置)

第1条 地域の住民の意見を反映させつつ行政運営を行うとともに、市民に身近な行政サービスを提供するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号。以下「法」という。\)](#)第202条の4第1項の規定に基づき、地域自治区を設置する。

第2条 地域自治区は、次のとおりとする。

中央東地域自治区

中央西地域自治区

小戸地域自治区

大宮地域自治区

東大宮地域自治区

大淀地域自治区

大塚地域自治区

憶地域自治区

大塚台地域自治区

生目台地域自治区

小松台地域自治区

赤江地域自治区

本郷地域自治区

木花地域自治区

青島地域自治区

住吉地域自治区

生目地域自治区

北地域自治区

佐土原地域自治区

田野地域自治区

高岡地域自治区

清武地域自治区

2 前項の地域自治区の区域は、[別表第1](#)のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、[法第260条の2第1項](#)に規定する地縁による団体(以下「地縁団体」という。)と協議の上、地縁団体の区域が2以上の地域自治区の区域にまたがっている場合

にあつては当該地縁団体の区域をこれらの地域自治区のうちいずれか1の地域自治区の区域内と、1の地域自治区の区域にある地縁団体の区域を隣接する他の地域自治区の区域とすることが適当と認める場合にあつては当該地縁団体の区域を他の地域自治区の区域内とすることができる。

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、[別表第2](#)のとおりとする。

(地域協議会の委員の定数)

第4条 地域協議会の委員([法第202条の5第2項](#)の地域協議会の構成員をいう。以下「委員」という。)の定数は、当該地域協議会が置かれる地域自治区の区域の前年度の4月1日における人口([住民基本台帳法\(昭和42年法律第81号\)](#))に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。)が5万人未満の地域自治区にあつては20名以内、5万人以上の地域自治区にあつては25名以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、報酬を支給しない。

- 2 委員が地域協議会の会議に出席したときは、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。
- 3 前項に規定するもののほか、委員が公務のため旅行するときは、[宮崎市旅費支給条例\(昭和44年条例第8号\)](#)の例により、[宮崎市職員の給与に関する条例\(昭和26年条例第44号\)](#)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による6級の職務にある者に支給する旅費に相当する費用を支給する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第8条 地域協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 市長は、会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、その会長又は副会長を解任することができる。
 - (1) 第6条各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) その職に必要な適格性を欠くと認める場合であつて地域協議会に出席する委員の3分の2以上の同意があるとき。

(地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項)

第10条 法第202条の7第2項の条例で定める市の施策に関する重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の総合計画、市の施策に関する基本計画その他これらに準ずる計画に関する事項
- (2) 地域自治区の区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地域協議会の会議)

第11条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の選任後最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 7 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

(地域協議会の庶務)

第12条 地域協議会の庶務は、当該地域自治区の事務所において行う。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(宮崎市支所設置条例の廃止)

2 宮崎市支所設置条例(昭和51年条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

4 第3条の規定にかかわらず、宮崎市大宮地域事務所、宮崎市大淀地域事務所、宮崎市大塚地域事務所、宮崎市檜地域事務所及び宮崎市大塚台・生日台地域事務所の位置は、それぞれ市長が別に定める日までの間、宮崎市橘通西1丁目1番1号とする。

附 則(平成17年11月29日条例第72号抄)

(施行期日)

1 この条例(中略)は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年6月28日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月28日条例第55号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成21年4月1日

(2) 第2条第1項の改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定(同表宮崎市大宮地域事務所の項の次に宮崎市東大宮地域事務所の項を加える部分に限る。)及び附則第3項の規定 平成 21 年6月1日

(3) 別表第2の改正規定(同表宮崎市大宮地域事務所の項中「村角町島ノ前 1346 番地1」を「下北方町下郷 6101 番地」に改める部分に限る。) 規則で定める日(平成 21 年 11 月規則第 49 号で、同 21 年 11 月9日から施行)

(経過措置)

2 平成 21 年5月 31 日において大宮地域自治区の地域協議会の委員である者の任期は、改正後の宮崎市地域自治区の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

3 平成 21 年6月1日以後最初に選任される大宮地域自治区又は東大宮地域自治区の地域協議会の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成 22 年3月 31 日までとする。

附 則(平成 22 年3月 30 日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 平成 22 年4月1日

(2) 第2条第1項の改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定(宮崎市大塚台地域事務所の項及び宮崎市生目台地域事務所の項に係る部分に限る。)並びに次項及び附則第5項の規定 平成 22 年6月1日

(経過措置)

2 宮崎市生目台地域事務所の位置は、改正後の宮崎市地域自治区の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定にかかわらず、規則で定める日までの間、宮崎市大塚台西2丁目 18 番地1とする。

3 宮崎市小松台地域事務所の位置は、新条例第3条の規定にかかわらず、規則で定める日までの間、宮崎市大字浮田 3153 番地1とする。

4 平成 22 年5月 31 日において大塚台・生目台地域自治区の地域協議会の委員である者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

5 平成 22 年6月1日以後最初に選任される大塚台地域自治区又は生目台地域自治区の地域協議会の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成 24 年3月 31 日までとする。

附 則(平成 22 年9月 30 日条例第 34 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に選任される佐土原地域自治区、田野地域自治区又は高岡地域自治区の地域協議会の委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(宮崎市総合支所設置条例の一部改正)

- 3 宮崎市総合支所設置条例(平成17年条例第79号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年12月25日条例第105号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に選任される清武地域自治区の地域協議会の委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成27年12月21日条例第64号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月27日条例第51号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成29年1月規則第5号で、同29年3月27日から施行)

附 則(平成30年12月20日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月23日条例第58号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(後略)(令和4年1月規則第2号で、同4年4月18日から施行)

別表第1(第2条関係)

地域自治区	区域
中央東地域自治区	橘通東1丁目 橘通東2丁目 橘通東3丁目 橘通東4丁目 橘通東5丁目

	<p>橋通西1丁目 橋通西2丁目 橋通西3丁目 橋通西4丁目 橋通西5丁目 松山1丁目 松山2丁目 川原町 旭1丁目 旭2丁目 宮田町 別府町 広 島1丁目 広島2丁目 老松1丁目 老松2丁目 瀬頭1丁目 瀬頭2丁目 錦本町 錦町 江平東1丁目 江平東2丁目 江平町1丁目 江平中町 江 平東町 高千穂通1丁目 高千穂通2丁目 丸島町 江平西1丁目 江平西 2丁目 権現町 北権現町 柳丸町 青葉町 下原町 大和町 堀川町 吾 妻町 瀬頭町 宮崎駅東2丁目 宮崎駅東3丁目</p>
中央西地域自治区	<p>清水1丁目 清水2丁目 清水3丁目 大橋1丁目 大橋2丁目 大橋3丁目 和知川原1丁目 和知川原2丁目 和知川原3丁目 西池町 原町 花殿町 中津瀬町 丸山1丁目 丸山2丁目 船塚1丁目 船塚2丁目 船塚3丁目 霧島1丁目 霧島2丁目 霧島3丁目 霧島4丁目 霧島5丁目 祇園1丁目 祇園2丁目 祇園3丁目 祇園4丁目</p>
小戸地域自治区	<p>大工1丁目 大工2丁目 大工3丁目 鶴島1丁目 鶴島2丁目 鶴島3丁目 松橋1丁目 松橋2丁目 末広1丁目 末広2丁目 元宮町 高松町 西高 松町 南高松町 北高松町 千草町 中央通 上野町</p>
大宮地域自治区	<p>池内町 南方町 平和が丘東町 平和が丘西町 平和が丘北町 下北方町 花ヶ島町 南花ヶ島町 神宮西1丁目 神宮西2丁目 矢の先町 神宮1丁 目 神宮2丁目 神宮町 神宮東1丁目 神宮東2丁目 神宮東3丁目</p>
東大宮地域自治区	<p>大島町 波島1丁目 波島2丁目 東大宮1丁目 東大宮2丁目 東大宮3 丁目 東大宮4丁目 村角町 桜町</p>
大淀地域自治区	<p>大淀1丁目 大淀2丁目 大淀3丁目 大淀4丁目 東大淀1丁目 東大淀2 丁目 太田1丁目 太田2丁目 太田3丁目 太田4丁目 中村東1丁目 中 村東2丁目 中村東3丁目 中村西1丁目 中村西2丁目 中村西3丁目 南町3丁目 淀川1丁目 淀川2丁目 淀川3丁目 谷川1丁目 谷川2丁目 谷川3丁目 谷川町3丁目 天満1丁目 天満2丁目 天満3丁目 天満町 京塚1丁目 京塚2丁目 京塚町 大坪東1丁目 大坪東2丁目 大坪東3 丁目 大坪西1丁目 大坪西2丁目 大坪町 花山手東1丁目 花山手東2 丁目 花山手東3丁目 花山手西1丁目 花山手西2丁目 福島町 福島町 1丁目 福島町2丁目 福島町3丁目 古城町 北川内町 源藤町 薫る坂1 丁目 薫る坂2丁目</p>
大塚地域自治区	<p>大塚町 江南1丁目 江南2丁目 江南3丁目 江南4丁目</p>
檉地域自治区	<p>山崎町 阿波岐原町 新別府町 昭栄町 新栄町 稗原町 吉村町 浮城町 新城町 曾師町 宮脇町 浄土江町 昭和町 永楽町 潮見町 大王町 出 来島町 前原町 中西町 高洲町 一の宮町 日ノ出町 田代町 小戸町 港1丁目 港2丁目 港3丁目 港東1丁目 港東2丁目 港東3丁目 宮崎 駅東1丁目</p>

大塚台地域自治区	大塚台東1丁目 大塚台東2丁目 大塚台西1丁目 大塚台西2丁目 大塚台西3丁目
生目台地域自治区	生目台東1丁目 生目台東2丁目 生目台東3丁目 生目台東4丁目 生目台東5丁目 生目台西1丁目 生目台西2丁目 生目台西3丁目 生目台西4丁目 生目台西5丁目
小松台地域自治区	小松台北町 小松台東1丁目 小松台東2丁目 小松台東3丁目 小松台西1丁目 小松台西2丁目 小松台西3丁目 小松台南町 桜ヶ丘町
赤江地域自治区	大字恒久 恒久1丁目 恒久2丁目 恒久3丁目 恒久4丁目 恒久5丁目 恒久6丁目 恒久南1丁目 恒久南2丁目 恒久南3丁目 恒久南4丁目 城ヶ崎1丁目 城ヶ崎2丁目 城ヶ崎3丁目 城ヶ崎4丁目 宮の元町 大字田吉の一部 大字赤江の一部 月見ヶ丘1丁目 月見ヶ丘2丁目 月見ヶ丘3丁目 月見ヶ丘4丁目 月見ヶ丘5丁目 月見ヶ丘6丁目 月見ヶ丘7丁目 大字本郷北方の一部 大字本郷南方の一部
本郷地域自治区	大字田吉の一部 大字赤江の一部 大字本郷北方の一部 大字本郷南方の一部 希望ヶ丘1丁目 希望ヶ丘2丁目 希望ヶ丘3丁目 希望ヶ丘4丁目 本郷1丁目 本郷2丁目 本郷3丁目 大字郡司分 東宮1丁目 東宮2丁目 まなび野1丁目 まなび野2丁目 まなび野3丁目
木花地域自治区	大字熊野 大字加江田 大字鏡洲 学園木花台西1丁目 学園木花台西2丁目 学園木花台北1丁目 学園木花台北2丁目 学園木花台北3丁目 学園木花台南1丁目 学園木花台南2丁目 学園木花台南3丁目 学園木花台桜1丁目 学園木花台桜2丁目
青島地域自治区	青島1丁目 青島2丁目 青島3丁目 青島4丁目 青島5丁目 青島6丁目 青島西1丁目 青島西2丁目 大字折生迫 大字内海
住吉地域自治区	大字芳士 大字新名爪 大字島之内 大字広原 大字塩路
生目地域自治区	大字浮田 大字生目 大字長嶺 大字細江 大字富吉 大字有田 大字柏原 大字跡江 大字小松
北地域自治区	大字上北方 大字瓜生野 大字大瀬町 大字糸原 大字金崎 大字吉野 大字堤内
佐土原地域自治区	佐土原町下田島 佐土原町下那珂 佐土原町上田島 佐土原町東上那珂 佐土原町西上那珂 佐土原町下富田 佐土原町伊倉 佐土原町石崎1丁目 佐土原町石崎2丁目 佐土原町石崎3丁目 佐土原町松小路
田野地域自治区	田野町 田野町あけぼの1丁目 田野町あけぼの2丁目 田野町あけぼの3丁目 田野町あけぼの4丁目 田野町南原1丁目 田野町南原2丁目 田野町南原3丁目
高岡地域自治区	高岡町飯田 高岡町内山 高岡町浦之名 高岡町小山田 高岡町上倉永

	高岡町紙屋 高岡町五町 高岡町下倉永 高岡町高浜 高岡町花見 高岡町飯田1丁目 高岡町飯田2丁目 高岡町飯田3丁目 高岡町飯田4丁目
清武地域自治区	清武町加納 清武町池田台 清武町池田台北 清武町加納1丁目 清武町加納2丁目 清武町加納3丁目 清武町加納4丁目 清武町加納5丁目 清武町あさひ1丁目 清武町あさひ2丁目 清武町船引 清武町正手1丁目 清武町正手2丁目 清武町正手3丁目 清武町今泉 清武町木原 清武町新町1丁目 清武町新町2丁目 清武町西新町 清武町岡1丁目 清武町岡2丁目 清武町岡3丁目

別表第2(第3条関係)

名称	位置	所管区域
宮崎市中央東地域事務所	宮崎市橘通西3丁目 10 番 32 号	中央東地域自治区の区域
宮崎市中央西地域事務所	宮崎市祇園1丁目 49 番地	中央西地域自治区の区域
宮崎市小戸地域事務所	宮崎市鶴島2丁目 18 番 23 号	小戸地域自治区の区域
宮崎市大宮地域事務所	宮崎市下北方町下郷 6101 番地	大宮地域自治区の区域
宮崎市東大宮地域事務所	宮崎市村角町島ノ前 1346 番地1	東大宮地域自治区の区域
宮崎市大淀地域事務所	宮崎市大坪町西六月 2211 番地1	大淀地域自治区の区域
宮崎市大塚地域事務所	宮崎市大塚町鎌ヶ迫 2296 番地3	大塚地域自治区の区域
宮崎市檜地域事務所	宮崎市吉村町江田原甲 265 番地1	檜地域自治区の区域
宮崎市大塚台地域事務所	宮崎市大塚台西2丁目 18 番地1	大塚台地域自治区の区域
宮崎市生目台地域事務所	宮崎市生目台東4丁目6番地2	生目台地域自治区の区域
宮崎市小松台地域事務所	宮崎市小松台西1丁目 10 番地7	小松台地域自治区の区域
宮崎市赤江地域センター	宮崎市大字田吉 5730 番地3	赤江地域自治区の区域
宮崎市本郷地域事務所	宮崎市大字本郷南方 4061 番地	本郷地域自治区の区域
宮崎市木花地域センター	宮崎市大字熊野 591 番地	木花地域自治区の区域
宮崎市青島地域センター	宮崎市青島西2丁目1番地	青島地域自治区の区域
宮崎市住吉地域センター	宮崎市大字島之内 7409 番地1	住吉地域自治区の区域
宮崎市生目地域センター	宮崎市大字浮田 3000 番地1	生目地域自治区の区域
宮崎市北地域センター	宮崎市大字瓜生野 3909 番地 40	北地域自治区の区域
宮崎市佐土原総合支所	宮崎市佐土原町下田島 20660 番地	佐土原地域自治区の区域
宮崎市田野総合支所	宮崎市田野町甲 2818 番地	田野地域自治区の区域
宮崎市高岡総合支所	宮崎市高岡町内山 2887 番地	高岡地域自治区の区域
宮崎市清武総合支所	宮崎市清武町西新町1番地1	清武地域自治区の区域